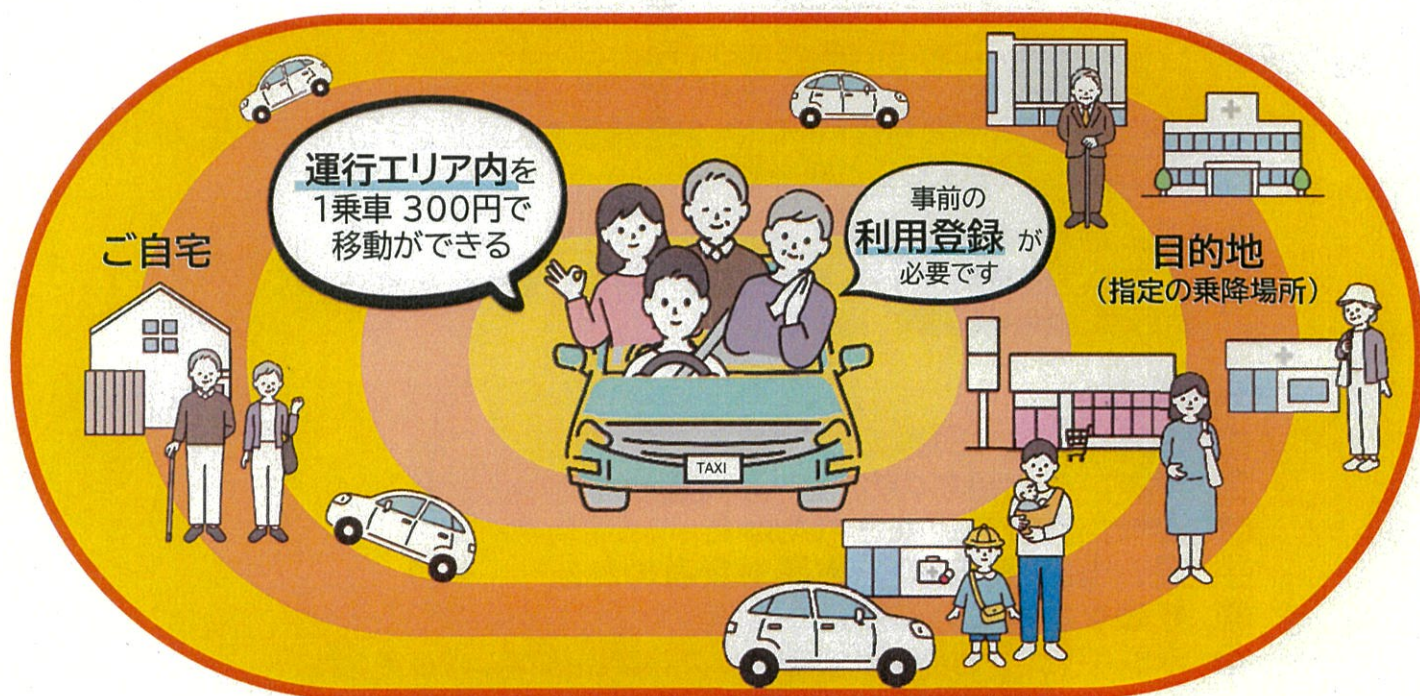


7月1日から
登録受付開始

実証実験期間
令和7年 8月 1日から
令和7年10月31日まで

デマンドタクシー

利用案内



ご利用のルール

- ▼利用できる期間は、令和7年8月1日から令和7年10月31日まで
- ▼利用できる時間は、10:00から16:00まで
- ▼予約は、利用を希望する日の2週間前から受付ができます。
- ▼利用料金は、1乗車300円(現金のみ)です。
(原則として、付添い人は1名まで乗車することができます。)
- ▼乗降ができるのは、ご自宅前や、運行エリア内の生活利便施設です。
- ▼移動ができるのは、お住まいの地区を含む運行エリア内のみです。
- ▼運行事業者が所有する空きタクシー車両を活用するため、
ご希望どおりに予約ができない場合があります。



二次元コードを読み取ると
市ホームページをご覧ください。



尾張旭市 デマンドタクシー

検索

デマンドタクシー 概要

■ デマンドタクシーとは？

利用したいときに電話で予約し、運行エリア内の「ご自宅などの希望の乗車場所」から「目的の降車場所」までタクシーで送迎するサービスです。

※デマンドタクシーを利用するには、事前に利用登録をする必要があります。

※今回の実証実験では、他のかたとの乗合はありません。

■ デマンドタクシーを利用できるかた

今回のデマンドタクシーを利用するには、対象地区内に住民登録があること、かつ、以下の利用要件に該当することが必要です。

【対象地区】

- ① 北東部(旭ヶ丘町旭ヶ丘・長洞、旭台、柏井町、東大久手町四丁目)
- ② 南西部(長坂町、緑町、南新町)

【利用要件】

- ① 登録時点で75歳以上のかた
- ② 障がいをお持ちのかた
- ③ 運転免許証を返納されたかた
- ④ 要介護者・要支援者・事業対象者のかた
- ⑤ 妊娠をされているかた
- ⑥ 未就学児（ご利用には、利用登録した保護者の付添いが必要です。）

※利用者自身または付添い人の介助により、タクシー車両に乗車できるかたに限ります。

※タクシー車両の構造上、車いす等のままで乗車することはできません。

■ 利用できる期間

令和7年8月1日(金)から令和7年10月31日(金)までの毎日

※予算の執行状況により、早期に終了する場合があります。

■ 利用できる時間

10:00～16:00（発着時間が左記の時間内であることが必要です。）

■ 利用料金

1乗車300円（原則として、付添い人は1名まで乗車することができます。）

※現金のみ。クレジットカードや電子マネー等、タクシー料金助成利用券の利用はできません。

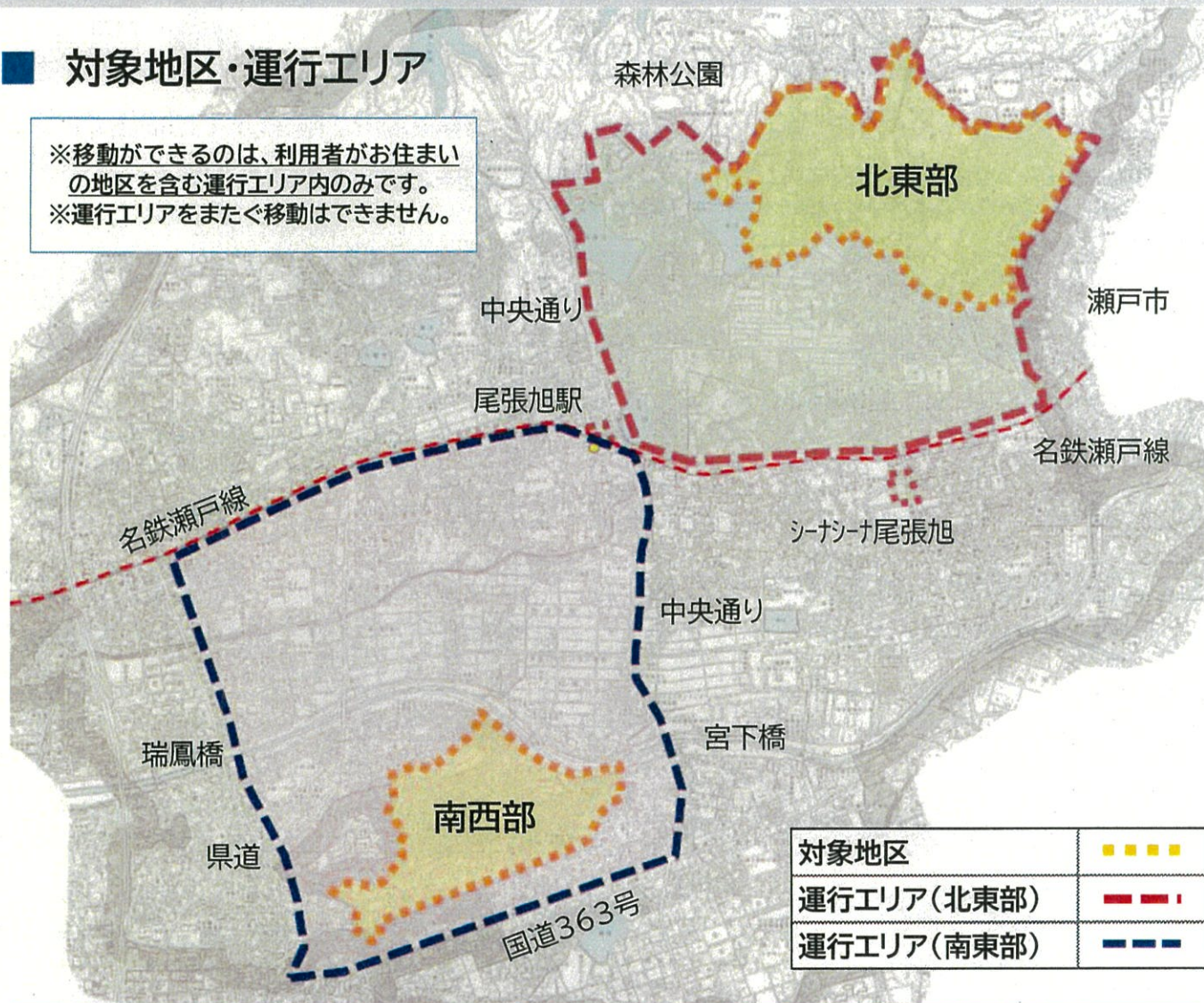
■ 利用できる運行事業者

会社名	電話番号
株式会社あんしんネットあいち	052-203-1212
株式会社栄交通	0561-84-4000
瀬戸自動車運送株式会社	0120-70-3745
名鉄西部交通株式会社	0561-82-2175

デマンドタクシー 概要

■ 対象地区・運行エリア

※移動ができるのは、利用者がお住まいの地区を含む運行エリア内のみです。
※運行エリアをまたぐ移動はできません。



地区名	対象地区(利用者のお住まいの地区)及び運行エリア	
北東部	お住まいの地区	旭ヶ丘町旭ヶ丘・長洞、旭台、柏井町、東大久手町四丁目
	運行エリア	市境を東端、中央通りを西端、森林公園との境を北端、名鉄瀬戸線を南端とする範囲
南西部	お住まいの地区	長坂町、緑町、南新町
	運行エリア	中央通りを東端、県道(松本名古屋線)を西端、名鉄瀬戸線を北端、国道363号を南端とする範囲

■ 乗降可能場所

①利用者の自宅前

②運行エリア内にある生活利便施設

鉄道駅、バス停留所、公共施設、公園、診療所、薬局(ドラッグストアを含む)、保育所、金融機関、食品スーパー、コンビニエンスストア、墓園、理美容室、喫茶店



Step.1 利用登録申請書を市に提出

利用登録申請書に必要な事項をご記入のうえ、①・②の書類を都市計画課までご提出ください。

※オンラインでの申請も可能です。ただし、後日、利用登録証をお渡しする際に、対象者であることが確認できる書類を提示いただく必要があります。

利用登録に必要な書類

①利用登録申請書

➡ 利用登録申請書はどこでもらえるの？

尾張旭市役所(南庁舎2階:③都市計画課)で入手できるほか、市ホームページからダウンロードしてご利用いただけます。

▼市ホームページダウンロードURL

<https://www.city.owariasahi.lg.jp/page/44928.html>

▼オンライン申込フォーム

<https://logoform.jp/form/zw2T/1100221>



②対象者であることが確認できる書類

➡ 対象者であることが確認できる書類とは？

対象地区にお住まいであることと、利用要件に該当していることが確認できる書類をお持ちください。

▼75歳以上のかた

健康保険証などの年齢が確認できるもの

▼障がいをお持ちのかた

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

▼運転免許証を返納したかた

申請による運転免許の取消通知書、運転経歴証明書

▼要介護者・要支援者・事業対象者と認定されているかた

介護保険被保険者証

▼妊娠されている方

母子健康手帳

▼未就学児

お子さんの健康保険証などの年齢が確認できるもの

Step.2 利用登録証の受取り

利用登録申請書の内容と確認書類の確認ができましたら、都市計画課窓口で利用登録証をお渡します。



Step.3 予約

デマンドタクシーを利用できる運行事業者の中から選んで、事前に電話予約をしてください。駅前などで待機しているタクシー車両もご利用いただけます。

▼ 利用できる運行事業者

会社名	電話番号
(株)あんしんネットあいち	052-203-1212
(株)栄交通	0561-84-4000
瀬戸自動車運送(株)	0120-70-3745
名鉄西部交通(株)	0561-82-2175

※空きタクシー車両を活用しているため、希望どおりの予約ができない場合があります。

電話受付

毎日 10:00～16:00

※予約は、**利用希望日の2週間前**から可能です。

- ① 運行事業者に電話をする。
- ② 名前、登録番号、尾張旭市のデマンドタクシーの予約であることを伝える。
- ③ 利用希望日、時間、乗り場と行き先、付添い人の有無を伝える。

➡ 帰りはどうすればいい？

帰りもデマンドタクシーをご利用になる場合は、帰りの予約をする必要があります。当日予約もできますが、早めのご予約がおすすめです。

Step.4 乗車



予約時に指定した場所(自宅前など)から、お迎えに来たタクシーに乗車してください。乗車する際には、**必ず利用登録証をタクシーの乗務員にご提示ください。**

※**利用登録証の提示がない場合は、正規のタクシー料金をお支払いいただきます。**

※予約時間の5分前までには、指定した場所でお待ちください。ご自宅の場合は、玄関先など、タクシー車両が見える場所でお待ちいただくことをおすすめします。

※**乗務員による介助、支援はできません。**車両への乗降に介助が必要な場合は、付添い人のかたにご乗車ください。

※タクシー車両の構造上、車いす等のままで乗降することはできません。

➡ 利用するときの持ち物は？

利用登録証と利用料金(300円)を持ってタクシーに乗車してください。

Step.5 移動 + Step.6 料金のお支払い



目的の降車場所に到着したら、利用料金(300円)をお支払いください。**現金のみ**でのお支払いが可能です。

※クレジットカード、電子マネー等や、**高齢者(障がい者)タクシー料金助成利用券**でのお支払いは**できません。**

デマンドタクシー よくある質問

■ 利用対象や運行エリア関係

タクシー車両の乗り降りに介助が必要ですが、利用できますか？

乗務員による介助はできません。介助が必要な場合は、付添い人のかたとご乗車ください。

付添い人も利用登録申請が必要ですか？

付添い人のかたの利用登録は不要です。予約時に付添い人と同乗することをお伝えください。

運行エリアをまたぐ移動はできますか？

(例:北東部エリア内にある自宅から、南東部エリアにある降車地まで移動する。)

運行エリアが異なる乗降場所への移動はできません。

自宅が所在していない運行エリア内でも、デマンドタクシーを利用できますか？

(例:北東部エリアの利用者が、南東部エリア内で乗車し、南東部エリア内で降車する。)

デマンドタクシーは、利用者のご自宅を含む運行エリア内でのみ利用ができます。
そのため、ご自宅を含まない運行エリア内での乗降はできません。

■ 予約関係

予約は何日前からできますか？

利用希望日の2週間前から予約が可能です。

当日の予約はできますか？

タクシー車両に空きがあれば、予約が可能です。空き状況は、各運行会社に確認してください。

利用できる時間は午後4時までとなっていますが、午後4時までにタクシーを降車する必要がありますか？

発車時刻で判断するため、午後4時までにタクシーに乗車していれば、到着時刻が午後4時を過ぎていても利用は可能です。

行きに利用したタクシーの乗務員さんに、帰りの予約や時間などの変更をお願いすることはできますか？

乗務員は、帰りの予約や時間などの変更の対応はできません。運行事業者に連絡して、帰りの予約や時間の変更を行ってください。

駅など待機しているタクシーでもデマンドタクシーとして利用できますか？

デマンドタクシーを利用できる運行事業者であれば可能です。乗務員に利用登録証を提示し、ご乗車ください。利用登録証の提示がない場合は、正規のタクシー料金となります。

デマンドタクシー よくある質問(つづき)

■ 乗車関係

利用料金(300円)の支払い方法は？

お支払いは現金のみです。クレジットカードや電子マネー等の利用はできません。

市が発行する高齢者(障がい者)タクシー料金助成利用券の利用はできますか？

利用できません。お支払いは現金のみです。

付添い人との乗車した場合の利用料金は？

1乗車300円で、原則として1名の付添い人の乗車が可能です。予約時に付添い人と同乗することを運行事業者にお伝えください。

乗車時に、利用登録証を忘れて提示しなかった場合の料金は？

利用登録証の提示がない場合、デマンドタクシーの利用はできません。
利用登録証の提示がなく、そのまま乗車した場合は、正規のタクシー料金をお支払いください。

利用者と付添い人で目的地が異なる場合、乗り合わせでの利用はできますか？

利用できません。

車いすなどに乗ったままでタクシー車両に乗れますか？

乗車はできません。利用者ご自身または付添い人のかたが折り畳んだうえで乗車してください。
車いすなどに乗ったままでの移動は、移送サービスなどご利用ください。

大きい荷物やシルバーカー、ベビーカーを載せることはできますか？

ご自身で持てる量の荷物であれば持込みは可能です。
シルバーカーなど、利用者ご自身または付添い人のかたで折り畳んで運搬できるものであれば、持込みが可能です。

予約時間に遅れてしまった場合は、待ってもらえますか？

できません。予約の状況などによっては、自動的にキャンセルとなる場合があります。遅れそうな場合は、お電話でキャンセルや変更連絡をお願いします。

目的地での用事は数分で終わるため、タクシーに待っていてもらうことはできますか？

できません。帰りの利用を希望する場合は、あらかじめ目的地での所要時間を予想して、別途予約をしてください(料金はそれぞれの乗車ごとに支払いが必要です。)

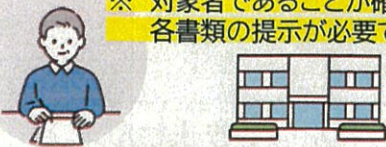
デマンドタクシーを降車後、同じ車両に一般のタクシーとして継続利用はできるか。
(例:運行エリアの端付近の乗降場所まで移動後、同じ車両で運行エリア外へ移動する。)

運行エリアを超えた分の料金は、正規のタクシー料金をお支払いください。

ご利用の流れ

1 利用登録申請書を市に提出

※ 対象者であることが確認できる
各書類の提示が必要です。



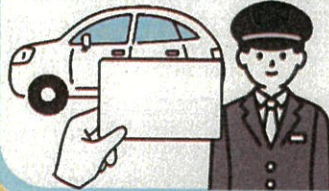
2 利用登録証を受け取る。



3 タクシーを予約



4 乗車時に利用登録証を 乗務員に見せて乗車



5 タクシーで指定の 乗降場所へ移動



6 運賃を支払い、 降車



■ 予約～乗車までの流れ

予約をする際の参考例です。

利用したい運行事業者に電話して予約します。

- ①お名前と登録番号を伝えます。
「尾張 太郎です。登録番号は、×-××××です。」
- ②尾張旭市のデマンドタクシーを利用したいことを伝えます。
「尾張旭市のデマンドタクシーの予約をお願いします。」
- ③利用を希望する日にちと時間を伝えます。
「利用したい日にちは、○月○日で、△時ごろ出発(到着)したいです。」
- ④乗り場と行き先を伝えます。
「自宅から乗って、No.○の△△△までお願いします。」
- ⑤付添い人がいるかどうかを伝えます。
「付添い人はいません。／付添い人がいます。」

予約日・予約時間にタクシーに乗車します。

- ①予約時間の5分前までに、指定した場所でタクシーを待ちます。
- ②タクシーの乗務員にお名前を伝え、利用登録証を見せて乗ります。

目的の降車場所に着いたら、利用料金(300円)を支払います。

尾張旭市役所 都市整備部 都市計画課 交通施策係

お問合せ先

電 話 0561-76-8157

メール tokei@city.owariasahi.lg.jp